

岡山県における宮座の変質と展開

新見市高瀬の事例を中心に

崔 杉昌

Transformation and Development of *Miya-za* in Okayama Prefecture : Focusing on the Case Example in Takase, Niimi City
CHOI Sanchang

はじめに

- ① 高瀬の概観
- ② 氷室神社の宮座と儀礼
- ③ 亀尾神社の宮座と儀礼
おわりに

【論文要旨】

本稿は、新見庄域として知られている岡山県神郷町高瀬（現新見市高瀬）における宮座の変質および再編について民俗学的観点から考察を行なったものである。

岡山県をはじめ、中国地方には中世に端を発するとされる「名」を構成単位とした祭祀組織が発達し、今日の地域祭祀にもその面影をうかがうことができる。

高瀬の氷室神社と亀尾神社には、現在も「みやざ」と呼ばれる祭祀組織の中に「名」の名称が使われており、「名」が祭祀権を示す条件となっている。氏子といっても宮座の成員である「名頭」と非成員である「奇子」の役割分担ははっきりしており、「名頭」の資格と地位は「名」を保持することによって継承されている。「名」を持つことは地域において社会的地位を誇示する手段でもあった。そのため、氷室神社は六「名」、亀尾神社は一〇「名」と制限され、名を継承したそれぞれの家のみに「当屋」の資格と祭祀権が付与されていた。

ところで、村社として機能し、高瀬中の信仰を集めてきた氷室神社は、終戦後、仲

村と長久の両部落以外は氏子を脱退してしまう。そのため、両部落以外から出席した名頭も次第に辞めてしまう事態となった。この影響をうけ、氷室神社の宮座六「名」のうち、一部は両部落が部落持ちの名として受け継ぐ形で再編される。一〇「名」からなる亀尾神社も同様の過程を踏み、現在三部落で宮座を構成しているが、一「名」を除いては他の部落から手放された「名」は個人に引き継がれている。

しかし、こうした体制も過疎と高齢化に追討ちされる形で、宮座の存廃が取り沙汰されるようになり、その結果として氷室神社の場合、近年個人（家）持ちの「名」を廃止し、六「名」を長久と仲村の両部落で三「名」ずつ分け合い、交互に当屋を務めることに合意した。この再編によって、宮座の廃止は免れたものの、今後の地域社会の変貌とともに「名」を根幹とする祭祀構造の脆さと歪み、その変容の可能性は十分残されている。

【キーワード】宮座、名、名頭、奇子、当屋